

平成 28 年 1 月 5 日  
九州地方整備局

## 大規模災害発生時の港湾における広域的支援が可能となる

### 包括的災害協定を締結！！

～ 災害協定締結の推進と広域支援体制の確立に向けて ～

南海トラフ巨大地震等の甚大な被害かつ、社会的に深刻な影響を及ぼす災害も含めた応急対策業務等について、九州地方整備局並びに管内の国際拠点港湾及び重要港湾の港湾管理者は、港湾関係団体(民間)との間で「災害発生時における応急対策業務等に関する包括協定」を平成 28 年 1 月 5 日に締結しました。

#### 【ねらい】

- ◆港湾管理者と全国規模の港湾関係団体等との災害協定を締結する事により、港湾における災害への迅速かつ円滑な対応が強化されます。
  - ◆南海トラフ巨大地震など大規模災害発生時には、複数県に跨がる広範囲の被災が想定され、特に津波被害等により甚大な被害が想定される港湾においては、発災後の緊急物資輸送の確保等のため迅速かつ円滑な応急対策が望まれています。
- そこで、全国規模の港湾関係団体等と災害協定を締結する事で、全国的な技術力・資機材等の協力が得られ、災害対応力が強化されます。
- また、限られた資機材を有効に活用して対策を実施することが求められるため、九州地方整備局が港湾管理者と港湾関係団体の間に調整役として入ることにより、迅速かつ円滑に災害応急対策等が実施される等の効果が期待できます。

#### 《協定締結者》

[九州地方整備局]

[港湾管理者] 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、  
下関市、北九州市、福岡市、佐世保市(11機関)[港湾関係団体] 一般社団法人日本埋立浚渫協会九州支部、九州港湾空港建設協会連合会、  
山口県港湾建設協会、一般社団法人日本海上起重技術協会九州支部、  
全国浚渫業協会西日本支部、一般社団法人日本潜水協会福岡支部、  
一般社団法人港湾技術コンサルタンツ協会、一般社団法人海洋調査協会 (8団体)

#### 【問い合わせ先】

九州地方整備局 港湾空港部  
港湾空港防災・危機管理課長 富ヶ原(とみがはら)  
課長補佐 山口(やまぐち)  
TEL 092-418-3375

# 九州地方整備局管内における包括的災害協定の概要

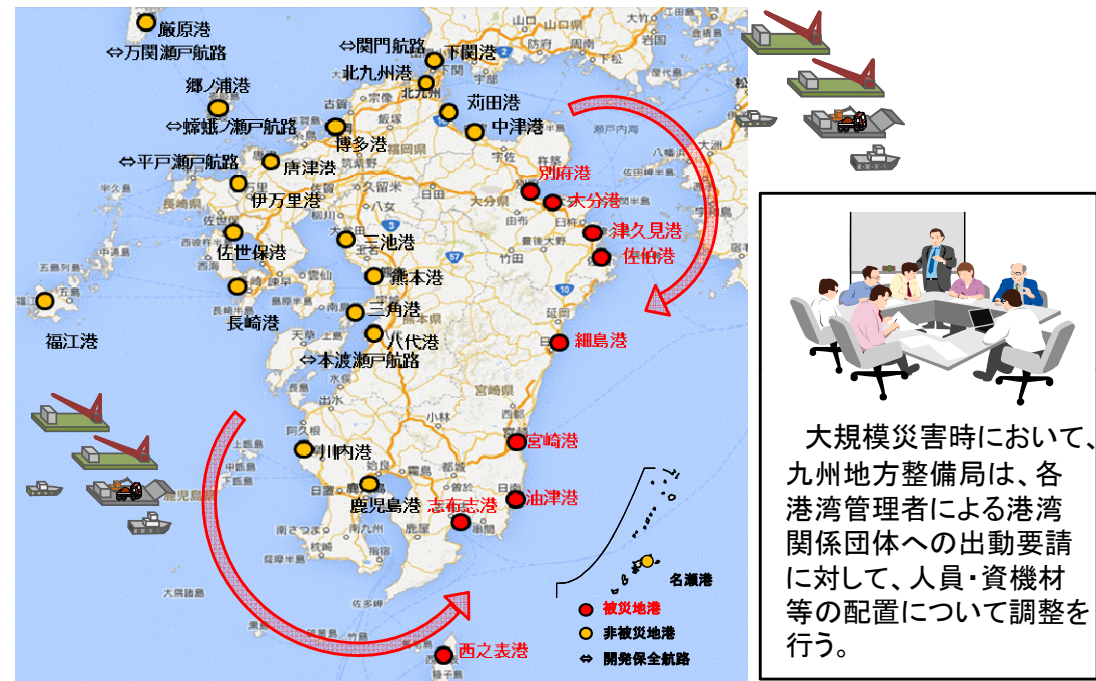
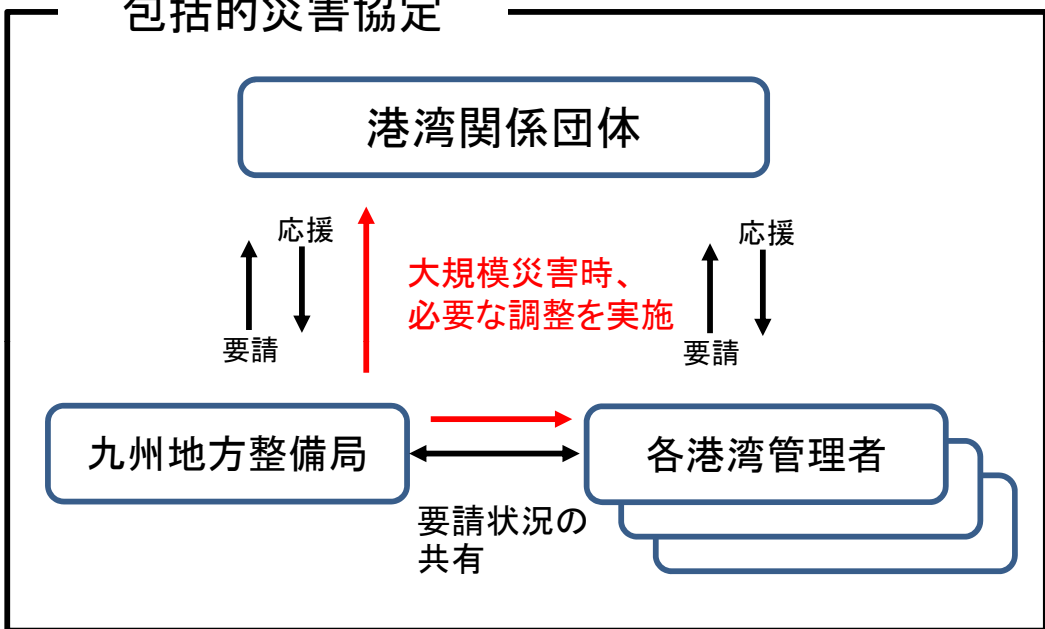
## 【目的】

災害が発生した場合における被害の拡大防止と被災施設の早期復旧に資するため、九州地方整備局、港湾管理者、港湾関係団体において協定を締結。

## 【ねらい】

- 港湾管理者と全国規模の港湾関係団体との災害協定を締結する事により、港湾における災害への迅速かつ円滑な対応が強化されます。
- 大規模災害発生時には、各港湾管理者及び県内の災害協定団体のみでは対応が困難となる事が想定される。本協定において、広域的な港湾関係団体への要請が可能となる。また、九州地方整備局が重要性・緊急性をふまえて、人員・資機材の配置等の必要な調整を実施することで、迅速かつ円滑に災害応急対策が実施されます。

## 包括的災害協定



大規模災害時において、九州地方整備局は、各港湾管理者による港湾関係団体への出動要請に対して、人員・資機材等の配置について調整を行う。

図-1 災害発生時における応急対策業務に関する包括的協定の概略図

図-2 大規模災害時(南海トラフ巨大地震・津波)の対応イメージ図